

第 3 5 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書について、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）第17条第 3項を理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 本件審査請求に至る経過

- 1 平成28年 9月 5日、審査請求人は、条例に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

個人情報一部開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」に一部黒塗りでさえ開示されない「第 1回調査委員会の議事録」を記載する理由の分かるもの（以下「本件対象文書」という。）

- 2 同年 9月13日、実施機関は、「個人情報開示、訂正、消去・利用停止事務取扱要綱」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第17条第 3項による非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同年10月 5日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を非公開とした理由についておおむね次のとおり主張している。

公開請求に係る文書には本件行政文書が該当し、同要綱は市民情報センターで閲覧に供しているため。

- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

- (1) 審査請求人は、審査請求書において次のように主張している。

「「第 1回調査委員会の議事録」は、開示決定通知書に記載されている限り、黒塗りも開示しない存否応答拒否状態はあり得ない。逆に名古屋市

情報公開条例の規定に基づき適正に特定し開示されるものである。」

(2) 本件公開請求で求められている行政文書は、「個人情報一部開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」に一部黒塗りでさえ開示されない「第1回調査委員会の議事録」を記載する理由の分かるもの」である。

(3) 実施機関が特定した同要綱の第 3 の 7 の (5) では次のとおり規定している。

(5) 開示決定等通知書の記入（(6)から(8)までの場合を除く）

ア「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求の対象となった保有個人情報の内容を具体的に記入する。

なお、前段で除外されている(6)から(8)は次のとおりである。

(6) 保有個人情報が存在しないときの取扱い

(7) 条例第22条の規定により開示請求を拒否（以下「存否応答拒否」という。）するときの取扱い

(8) 適用除外情報に対する開示請求の取扱い

(4) すなわち、保有個人情報が存在しないとき、条例第22条の規定により開示請求を拒否するとき、適用除外情報であるときを除き、開示請求の対象となった保有個人情報の内容を開示決定等通知書に具体的に記載することが同要綱で規定されている。なお、本件公開請求の前提となる個人情報開示請求において特定した「第 1 回調査委員会の議事録」は、前述の (6) から (8) には該当しないため、開示決定等通知書に明示する必要がある。そのため、実施機関は本件公開請求で求められている理由が分かるものとして同要綱を特定した。

(5) なお、条例第17条第 3 項では、「この章の規定は、市の図書館その他図書、資料等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において管理されている行政文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができる」とされているものについては、適用しない。」と規定している。

(6) 同要綱は市民情報センターで閲覧に供しているため、条例第17条第 3 項に規定する行政文書に該当する。よって、実施機関が本件処分を行ったことは適当である。

第 4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「第 1 回調査委員会の議事録」は、開示決定通知書に記載されている限り、黒塗りも開示しない存否応答拒否状態はあり得ない。逆に条例の規定に基づき適正に特定し開示されるものである。

(2) 当該文書について、「議事録」として組織で共用していることから、表題、開催年月日、開催場所及び出席者等は記載されているはずであり、当該事項を行政文書として開示することは何らの支障を認められないところである。議事内容だけの黒塗り等、非開示部分は最低限とすべきである。

(3) そういった開示手続き処置がなされていないことから、実施機関の主張する却下理由は当該理由には当たらない。実施機関は当該特例的な開示措置に対する説明責任があるので、当該特例的な開示措置を行える理由があるはずである。

(4) 平成28年12月26日付け名市大理事長の弁明意見書（28総務第51号の 7）には、「第 1 回調査委員会の議事録」は全面黒塗りでさえ開示できず、存否拒否状態でよいという理由をとうとうと記述している。

(5) 一方、平成28年 8月19日付け個人情報開示請求に対して、実施機関である名市大理事長は、同年 9月 2日、今まで存否拒否状態であった「第 1 回調査委員会の議事録」を既に全面黒塗りで 1面開示した。

(6) したがって、名古屋市情報公開審査会の委員の方々は、「第1回調査委員会の議事録」を改めて見分調査し、表題、開催年月日、開催場所及び出席者等が記載されているかどうかを含め、「議事録」の呈をなしているのか、本当に開示できないものなのか、中立公正な判断を頂き、名市大理事長の隠ぺい行為を幫助せず、対象文書を適切に特定し、開示することが適当である旨の答申を求める。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2 点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件行政文書以外に、本件公開請求の対象となる文書が存在するか否か（以下「争点②」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

(1) 条例第 6 条について

ア 条例第 6 条は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、第 1 項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

イ 同条における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

ウ 行政文書の公開の請求は、請求権の行使であり、請求に係る事実関係を明らかにし、後日の紛争を防止する等手続の正確を期すため、請求は書面により行うものであるという条例の趣旨に照らせば、実施機関は、公開請求書の記載によって特定された行政文書を公開すれば足りると解するのが相当である。すなわち、公開請求書の記載から通常読み取れる文書について公開決定等すれば、実施機関の義務を果たしたといえる。

(2) 本件公開請求を一見したところ、公開請求書の文言から、本件対象文書は、以下のとおり解される。

本件対象文書は、個人情報一部開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」に一部黒塗りでさえ開示されない「第 1 回調査委員会の議事録」を記載する理由が記載された行政文書である。

(3) しかし、審査請求人は、本件公開請求に至った経緯や理由についておおむね以下のとおり主張している。

ア 「第 1 回調査委員会の議事録」は、開示決定通知書に記載されている限り、黒塗りも開示しない存否応答拒否状態はあり得ない。逆に条例の規定に基づき適正に特定し開示されるものである。

イ 当該文書について、「議事録」として組織で共用していることから、表題、開催年月日、開催場所及び出席者等は記載されているはずであり、当該事項を行政文書として開示することは何らの支障を認められないところである。議事内容だけの黒塗り等、非開示部分は最低限とすべきである。

ウ そういった開示手続き処置がなされていないことから、実施機関の主張する却下理由は当該理由には当たらない。実施機関は当該特例的な開示措置に対する説明責任があるので、当該特例的な開示措置を行える理由があるはずである。

(4) 上記 (3) のとおり、審査請求人は本件公開請求の前提となった実施機関の行為について疑義を抱いており、当該行為の根拠として少なくとも行政文書が存在していなければならないという思いから本件公開請求を行い、本件処分によっても疑義が解消されなかったことから本件審査請求を行っていることと認めることが相当である。

(5) 本件対象文書については、実施機関が本件行政文書を特定し、本件処分を行っていることから、上記 (1) 及び上記 (2) 又は上記 (3) に鑑み、本件処分が妥当であるか否かについて検討する。

4 争点①及び争点②について

(1) 本件対象文書について

審査請求人は上記 3 (3) のとおり主張していることから、本件対象文書

は、個人情報開示請求の対象文書である「第 1 回調査委員会の議事録」が非開示であり、黒塗り状態の文書も開示されていないにもかかわらず、個人情報一部開示決定通知書の「開示請求に係る保有個人情報の内容」に、「第 1 回調査委員会の議事録」と記載されていることに疑問を抱き、行政文書公開制度を利用して、その点に対する回答が記載された行政文書を求めるものと認めざるを得ない。

(2) 上記 (1) のとおり、本件対象文書は、審査請求人が抱く個別具体的な疑問に対する回答である。しかしながら、実施機関が個別具体的な疑問に対する回答を本件公開請求以前に想定して行政文書として作成又は取得することは考えにくい。

(3) また、審査請求人の主張は、本件公開請求に至る経緯や実施機関への意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(4) したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

(5) 以上のことより、本来であれば、不存在を理由とした非公開決定をすべきであるとも考えられるところ、実施機関が本件対象文書を 3 (2) のとおり解釈し、本件行政文書を特定して行った本件処分は、3 (1) のとおり、実施機関の義務を果たしたものと認められ、結論において妥当であると認めざるを得ない。

5 審査請求人はその他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の付言

本件公開請求のように、行政文書公開請求の形式をとっているものの、その内容が、実施機関に対する質問や問合せであると認められる場合、一般的には、請求者の個別具体的な疑問に対する回答を、事前に実施機関が想定して行政文書として準備し、行政文書として保有することは考えにくいものである。

したがって、実施機関は、請求者に条例第 6 条第 2 項に基づく補正を求めることにより、公開請求の趣旨を確認し、真に、行政文書の公開を求めるものであるのかを明らかにした上で、公開請求に係る決定等を行うべきである。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年10月24日	諮問書の受理
12月28日	弁明書の受理
平成 29年 1月11日	審査請求人に弁明書に対する反論があるときは 反論意見書を提出するよう通知
1月24日	反論意見書の受理
令和 3年 1月22日 (第33回第 2小委員会)	調査審議
12月24日 (第44回第 2小委員会)	調査審議
同日 (第44回第 2小委員会)	審査請求人の意見を聴取
令和 4年 2月25日 (第46回第 2小委員会)	調査審議
3月31日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充